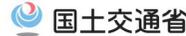


景観行政の最近の動向について

国土交通省 都市局 公園緑地・景観課
景観・歴史文化環境整備室



景観法の施行状況の概要(平成29年3月時点)

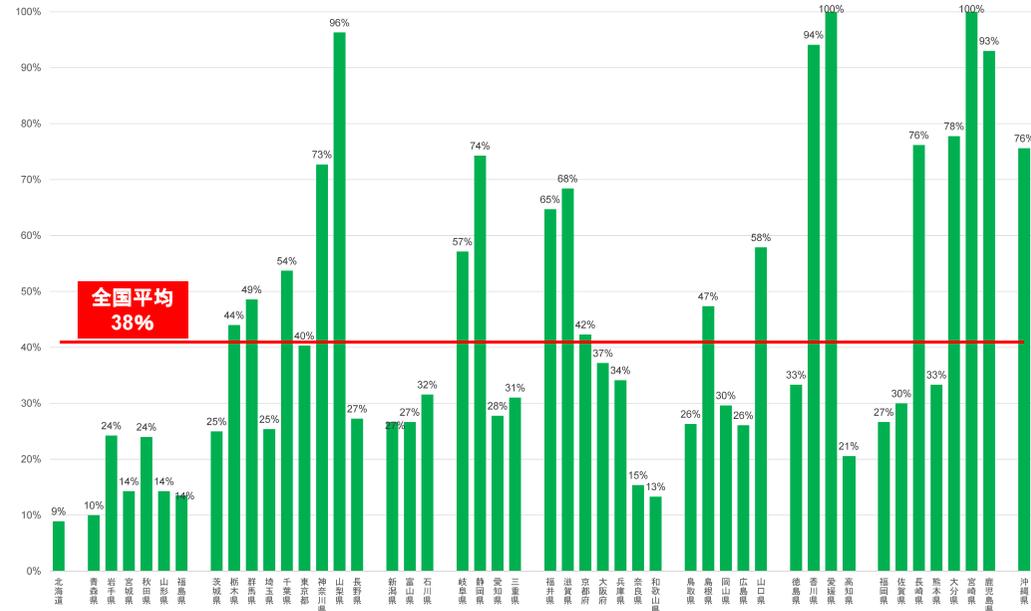


<参考>全体は47都道府県、1,741市区町村
(平成26年4月時点 総務省統計局)

景観行政団体	698団体 (45都道府県、653市区町村)
景観計画	538団体 (20都道府県、518市区町村)
景観重要建造物	492件 (2県、84市区町)
景観重要樹木	456件 (56市区町村)
景観協定	106件 (3県、46市町)
景観整備機構	のべ99法人 (14都道県、55市区町村)
景観協議会	のべ97組織 (1県、54市町村)
景観地区等	計172地区 (61市区町村)
景観地区	45地区 (27市区町)
準景観地区	6地区 (4市町)
地区計画等形態意匠条例	121地区 (30市区町村)

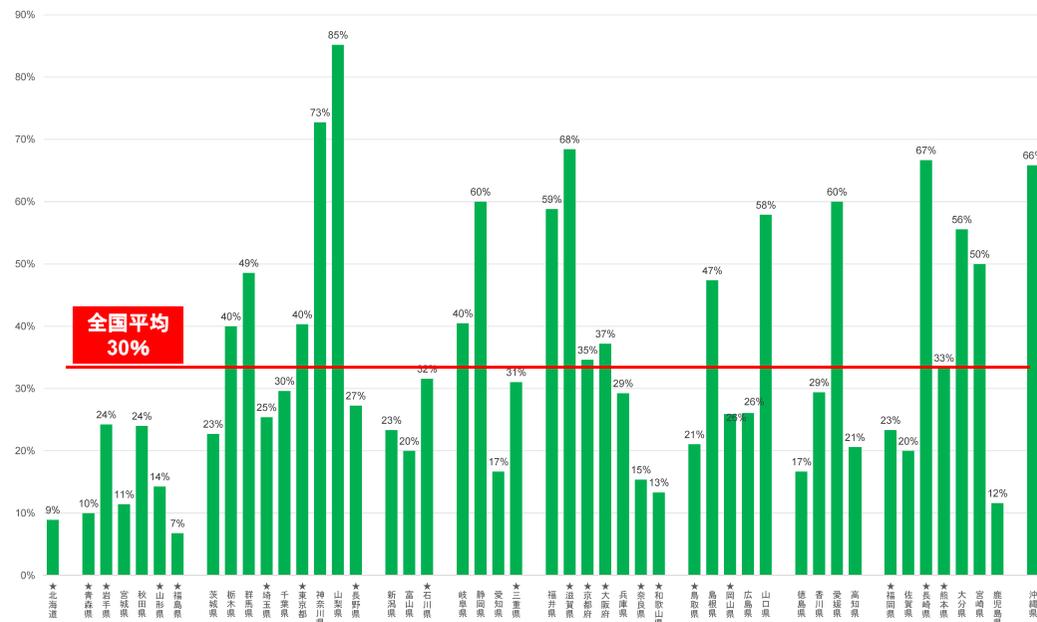
景観行政団体への移行状況(地整管区・都道府県別)(平成29年3月時点)

全国の市区町村のうち、**景観行政団体に移行しているのは概ね4割程度**。
都道府県内の**全ての市区町村が景観行政団体に移行しているのは2県**。



景観計画の策定状況(地整管区・都道府県別)(平成29年3月時点)

全国平均では概ね30%前後の市区町村で景観計画策定済み。
一方、**都道府県間ではバラツキがあり、取組の進捗に地域差がある**。



観光立国の実現

新たな目標値について

安倍内閣 3年間の成果

戦略的なビザ緩和、免税制度の拡充、出入国管理体制の充実、航空ネットワーク拡大など、**大胆な「改革」**を断行。

	(2012年)	(2015年)
・ 訪日外国人旅行者数は、 2倍増の約2000万人 に	836万人	⇒ 1974万人
・ 訪日外国人旅行消費額は、 3倍増の約3.5兆円 に	1兆846億円	⇒ 3兆4771億円

新たな目標への挑戦！

訪日外国人旅行者数	2020年： 4,000万人 (2015年の約2倍)	2030年： 6,000万人 (2015年の約3倍)
訪日外国人旅行消費額	2020年： 8兆円 (2015年の2倍超)	2030年： 15兆円 (2015年の4倍超)
地方部での外国人延べ宿泊者数	2020年： 7,000万人泊 (2015年の3倍弱)	2030年： 1億3,000万人泊 (2015年の5倍超)
外国人リピーター数	2020年： 2,400万人 (2015年の約2倍)	2030年： 3,600万人 (2015年の約3倍)
日本人国内旅行消費額	2020年： 21兆円 (最近5年間の平均から約5%増)	2030年： 22兆円 (最近5年間の平均から約10%増)

「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」について

明日の日本を支える観光ビジョン構想会議

訪日外国人旅行者数2000万人の目標達成が視野に入ってきたことを踏まえ、次の時代の新たな目標の設定とそのために必要な対応の検討を実施。

【議長】 内閣総理大臣
 【副議長】 内閣官房長官、国土交通大臣
 【構成員】 副総理兼財務大臣、地方創生担当大臣、一億総活躍担当大臣、総務大臣、法務大臣、外務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣
 (民間有識者)
 石井 至 石井兄弟社(旅行ガイド出版社)社長
 井上 慎一 Peach Aviation(株)代表取締役CEO
 大西 雅之 鶴雅グループ代表
 小田 真弓 旅館 加賀屋 女将
 唐池 恒二 九州旅客鉄道(株)会長
 デービッド・アトキンソン 小西美術工藝社社長
 李 容淑 大阪国際大学客員教授



〈議長：安倍内閣総理大臣〉

明日の日本を支える観光ビジョン構想会議 ワーキンググループ

【座長】 内閣官房長官
 【座長代理】 国土交通大臣
 【構成員】 内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、内閣官房副長官補、関係省庁局長 等



〈座長：菅内閣官房長官〉

昨年3月30日 「明日の日本を支える観光ビジョン」を策定

景観の優れた観光資産の保全・活用による観光地の魅力向上

地域固有の景観を、観光資源として「守り」、より魅力的に「育て」、まちづくりを通して「活用」する取組を強力に進めます。

目指すべき将来像	現状・課題および今後の対応
<p>京都市</p> <p>歴史的建造物の保全や景観法規制などの「守る」視点とあわせ、屋外広告物の適正化や地域との協働による街並み誘導などの「育て」「活用」する視点をもって、総合的に景観形成を推進。</p> <p>屋外広告物の適正化が進んだ四条大通 (2007年 → 2015年) 地域で組織する協議会の活動の様子</p>	<p>現状・課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 2015年9月末時点で、20都道府県、472市区町村において景観計画を策定。 ○ 観光地だけではなく、そこに至るルート沿い等を含めた、広域的な景観形成が不十分。 ○ 視線を遮る電柱や電線により、美しさに欠ける風景が都市や田園、世界遺産登録地など、各地に存在(日本の無電柱化率は、東京23区ですら7%と、欧米・アジアの主要都市と比べ著しく遅れている状況)。 <p>今後の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 2020年を目途に、主要な観光地(原則として全都道府県・全国の半数の市区町村)で景観計画を策定。 ○ 目に見えるかたちでの景観形成を促進するためモデル地区を選定し、重点支援。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政界を越えた景観形成を促し、観光サイン等のデザインの統一化等による広域的な景観形成を推進 ・ 広域観光周遊ルート内で「都市周遊ミニルート」を選定し、歴史的道すじの再生、トイレ・休憩施設等の設置、地域のまちづくり団体の活動等をパッケージで重点支援 ○ 歴史まちづくり法の重点区域などで、無電柱化を推進 ○ 観光資源となっている国営公園の魅力ある景観などを活用し、外国人向けガイドツアーの開催やWi-Fi環境の整備等を推進。
<p>関門海峡(下関市・北九州市)</p> <p>関門海峡固有の良好な景観形成を図るため、下関市及び北九州市では、県境を越えて関門景観協議会を組織し、広域的な景観のマスタープランを策定。</p> <p>関門海峡を隔て、ゾーン毎に共通の景観ルールが定められている。 関門海峡 門司港の夜景</p>	

「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月30日 明日の日本を支える観光ビジョン構想会議）において、『**2020年を目途に、主要な観光地（原則として全都道府県・全国の半数の市区町村）で景観計画を策定**』との明記されている。

○「主要な観光地」については、以下の定義で観光庁にてリストを作成。

観光庁として
観光地域づくりの支援を
行っている地域

一般的に、
観光資源が面的に残って
いる地域

○ 全都道府県及び平成28年3月末時点で景観計画が未策定の主要な観光地に対して、平成28年9月26日付観戦第47号、国都景歴第30号「主要な観光地及び都道府県における景観計画の策定について」を通知。景観計画の策定に尽力いただくよう要請。

地域固有の景観を、観光資源として「守り」、より魅力的に「育て」、まちづくりを通して「活用」する取組を強力に進めます。

目指すべき将来像

京都市

歴史的建造物の保全や景観法規制などの「守る」視点とあわせ、屋外広告物の適正化や地域との協働による街並み誘導などの「育て」「活用」する視点をもって、総合的に景観形成を推進。



屋外広告物の適正化が進んだ四条大通（2007年→2015年）



地域で組織する協議会の活動の様子

関門海峡（下関市・北九州市）

関門海峡固有の良好な景観形成を図るため、下関市及び北九州市では、**県境を越えて**関門景観協議会を組織し、**広域的な景観のマスタープラン**を策定。



関門海峡を隔て、ゾーン毎に共通の景観ルールが定められている。

関門海峡 門司港の夜景

現状・課題および今後の対応

現状・課題

- 2015年9月末時点で、20都道府県、472市区町村において景観計画を策定。
- 観光地だけではなく、そこに至るルート沿い等を含めた、**広域的な景観形成が不十分**。
- 視線を遮る電柱や電線により、美しさに欠ける風景が都市や田園、世界遺産登録地など、各地に存在（日本の無電柱化率は、東京23区ですら7%と、欧米・アジアの主要都市と比べ著しく遅れている状況）。

今後の対応

- **2020年を目途に、主要な観光地（原則として全都道府県・全国の半数の市区町村）で景観計画を策定。**
- **目に見えるかたちでの景観形成を促進するためモデル地区を選定し、重点支援。**
 - ・ 行政界を越えた景観形成を促し、観光サイン等のデザインの統一化等による**広域的な景観形成を推進**
 - ・ **広域観光周遊ルート**内で「都市周遊ミニルート」を選定し、歴史的道すじの再生、トイレ・休憩施設等の設置、地域のまちづくり団体の活動等を**パッケージ**で重点支援
- 歴史まちづくり法の重点区域などで、無電柱化を推進
- 観光資源となっている国営公園の魅力ある景観などを活用し、外国人向けガイドツアーの開催やWi-Fi環境の整備等を推進。

目的
観光立国の実現のためには、地域固有の優れた景観や歴史的な建造物等を観光資源として保全・活用するとともに、人々が快適に移動することができるような空間・環境づくりを推進することが重要である。そのため、景観の優れた観光資源の保全・活用による都市の魅力向上、経済の活性化を図るため、目に見える形での景観形成を促進するモデル地区を10地区指定し、集中整備により3年間でまちの景観を刷新する。

事業内容

- ◆ 事業主体 地方公共団体又は地方公共団体を構成員に含む協議会
- ◆ 対象事業 国が指定した「景観まちづくり刷新モデル地区」内で事業実施主体が行う事業のうち、以下の事業メニューに該当するもの
- ◆ 補助率 予算の範囲内で各事業の1/2以内
- ◆ 事業期間 原則として3年間

- 事業メニュー**
- (1) 景観資源の保全・活用に関する事業
(外観修景、歴史的建造物等の保存、城址公園の整備、ガードレール・路面等の美装化、街路樹の整備 等)
 - (2) 景観まちづくりに必要なインフラの整備
(散歩道、広場、駐車場、交通結節点、視点場(展望台)の整備 等)



最近の取り組み

課題

- 太陽光パネルは、周辺地域に対する景観面での影響が大きいにも関わらず、その実態が十分に把握されていない。
- 景観権の問題から、地元住民と開発者との紛争に発展するケースもある。



森林を切り開いて設置された太陽光パネル(大分県杵築市) 道路沿いに立ち並ぶ太陽光パネル(山梨県北杜市)

- 実態が十分に把握されていない。
- 景観配慮のための誘導手法が確立されていない。
- ⇒多くの自治体が対応に苦慮している。

太陽光パネルに関する景観形成基準等の整備が必要である。

調査内容

- (1)全国的な課題発生状況のヒアリング**
 - ・課題の発生の背景
 - ・太陽光パネルの**設置状況の実態**
 - ・景観に関する**自治体と事業者との協議内容**
- (2)静岡県太陽光パネルに関する詳細調査**
 - ・GISを用いた太陽光パネル**設置場所の立地特性**及び**近接する土地利用の調査**
 - ・太陽光パネルの**景観協議実態のヒアリング**
- (3)先進事例の調査**
 - ・再生可能エネルギー施設に対する**景観誘導**を実施している**国内外の先進事例**
- (4)事業者による景観配慮の取組の調査**
 - ・事業者側から景観面で**配慮が可能な事項**
 - ・今後の**景観配慮の可能性**等

※広域景観に与える影響についても、アンケートやヒアリング等によって調査を行い、課題を把握する。

景観誘導施策を公開し、自治体及び事業者に周知

観光客の心をくすぐる街なみの空間整備により、わずか5年で1990年代のバブル期を凌ぎ、浴衣姿でそぞろ歩きを楽しむお客様の笑顔や歓声が常に絶えない活気ある温泉街に再生され、2017年の都市景観大賞、アジア都市景観賞を受賞する。

まちづくり協議会と建築物の外観修景

地域で決めたルールにより、店先の修景工事を行なっている。47件(H28まで)



唯一無二の空間整備

湯けむりのゆらぎを演出し、浴衣姿でそぞろ歩きの楽しめる空間整備



湯けむりのゆらぎを演出した空間整備 岡本太郎がデザインした「草」



幻想的な西の河原公園と西の河原露天風呂

唯一無二の湯けむりのゆらぎを照らすことにより温泉街が幻想的な空間に彩られる。そうした街なみの風情や情緒をYouTubeにライブ配信している。このライブ配信は、1日2万アクセスを超え、大変好評となっている。



良好な景観に関する取組の事例集について

(背景)

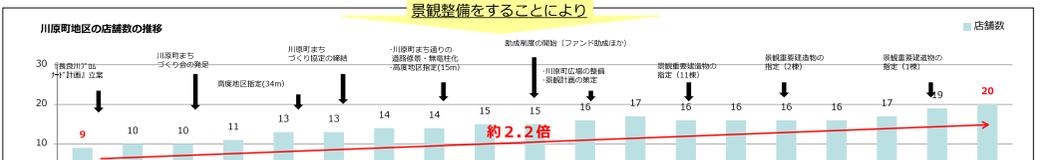
- 近年、各地で良好な景観形成に関する取組が進められるとともに、住民満足度の向上や観光客の増加、地域の賑わいの創出等の様々な効果が多く見られている。
- このような取組や効果をとりとまとめ、周知・共有することは、
 - 良好な景観形成を行う各地の取組の多様化や一層の推進、PR
 - 良好な景観形成の取組を行っていない地域での取組の開始等の効果が期待できる。

(スケジュール)

- 8月 良好な景観形成に関する取組の事例の作成依頼(国土交通省→各都道府県)
- 9月 各都道府県から事例の提出
- 10~11月 各事例の内容の精査、ブラッシュアップ等
- 12月以降 事例集の完成・公表

川原町地区の景観まちづくりと観光 [岐阜県岐阜市] 国土交通省

長良川のほとり金華山の麓に位置し、近世は川湊として栄えました。紙や木材問屋のまちなみが今も残り、人々がまちと家を大切にしながら暮らしています。地区内には、1300年以上の歴史ある長良川鶺鴒の観覧船のり場があり、毎年多くの観光客が訪れていますが、当時は鶺鴒観覧のために訪れた来訪者が「暗くてとても先には進めない」と言ったというエピソードに物語られるよう、夜は暗く、通りの整備はおくれにいました。官民が連携し、観光や歴史的な景観を守るだけでなく、住民の暮らしやすさを目指したまちづくりが行われ、まちのにぎわいを創出しています。



取組を開始した当初と比較し、店舗数が1.1軒増(町家カフェ、レストラン等)となり、まちのにぎわいにつながる事業効果が徐々に現

- 「行政期間が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号)第6条第1項に基づき、国土交通省では、「国土交通省政策評価基本計画」を策定。
- 政策評価については下表の7つの手法をとることとされている。

評価手法	概要
(基本的な3つの方式)	
政策アセスメント	新規施策の導入に際して、必要性、有効性、効率性等について評価する。
政策チェックアップ	国土交通省の 主要な施策目標 ごとの業績指標を設定し、評価する。
政策レビュー	国民の関心が高い政策等について、掘り下げた分析・評価を行う。
(政策の特性に応じた方式)	
個別公共事業評価	維持管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除く 国土交通省所管の全ての個別公共事業 において、評価を行う。
個別研究開発課題評価	個別研究課題 について開始前から段階的に評価を行う。
規制の事前評価	法律等の制定又は改廃に際し、 規制の目的、内容、必要性、効率性、有効性 等について評価する。
租税特別措置等に係る政策評価	租税特別措置等 の必要性、有効性、相当性等について評価する。

平成30年度 予算要求概要

平成29年度から30年度にかけて行われる政策レビューのテーマとして「**景観及び歴史まちづくり**」が対象とされている。

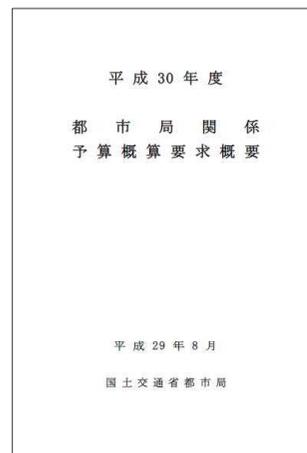
(平成30年度のスケジュール)

時期	会議等	各局等の提出資料等
4月頃	政策評価会	対象政策・施策等説明資料 検討状況等説明資料
5~6月頃	政策評価会委員による個別指導	取組状況説明資料
7月頃	政策レビュー等に関する検討会	実施方針説明資料
9~10月頃	政策評価会(中間報告)	検討状況説明
10~12月頃	政策評価会委員による個別指導	調査、検討状況等説明資料
3月下旬頃	レビュー評価書の大臣決定	評価書(案)、概要板等

(参考)国土交通省政策評価会委員 (五十音順:平成29年6月23日現在)

- 上山 信一 慶應義塾大学総合政策学部教授
- 加藤 浩徳 東京大学大学院工学系研究科教授
- 工藤 裕子 中央大学法学部教授
- 佐藤 主光 一橋大学大学院経済学研究科・政策大学院教授
- 白山 真一 有限責任監査法人トーマツ パートナー(公認会計士)
- 田辺 国昭 東京大学大学院法学政治学研究科・公共政策大学院教授
- 村木 美貴 千葉大学大学院工学研究科建築・都市科学専攻教授
- 山本 清 東京大学大学院教育学研究科教授

平成30年度概算要求について



(3) 景観まちづくり

「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日 明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定)を踏まえ、目に見えるかたちでの景観形成を促進するため、様々な景観特性のモデル地区を指定し、「景観まちづくり刷新支援事業」により重点的に支援することで、景観まちづくりを推進する。

併せて、2020年を目途に、主要な観光地で景観計画を策定するため、「景観計画策定推進調査」を実施する。

景観まちづくり刷新支援事業 国費 30.0億円(1.20倍)
景観計画策定推進調査 国費 0.3億円(皆増)

景観まちづくり刷新支援事業

- ◆事業主体: 地方公共団体又は地方公共団体を構成員に含む協議会
- ◆補助率: 予算の範囲内で各事業の1/2以内
- ◆事業期間: 原則として3年間

■事業メニュー

(1)景観資源の保全・活用に関する事業
外観修繕、歴史的建造物の保存、地味色の塗料、ガードレール・植帯等の美化化、街路樹の整備 等

(2)景観まちづくりに必要なインフラの整備
散歩道、広場、駐車場、交通結節点、視点場(展望台)の整備 等

【平成29年3月に指定した景観まちづくり刷新モデル地区を有する都市】

景観計画策定推進調査

景観特性(自然、歴史的まちなみ等)毎に地域特性を把握し、様々な地域条件に適用可能な景観計画の実証調査を行う。

既成市街地の景観誘導が進んでいない地方公共団体等に対し調査等を行い、その結果を踏まえ分析した問題点を解決できる景観計画をモデル的に作成する。

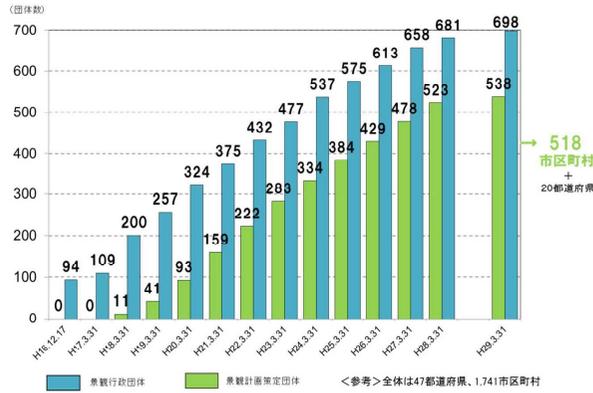
施策効果

◎ 優れた景観を整備・保全し観光資源として積極的に活用することにより、インバウンドの増加等による集客力の向上や、域内消費の拡大等による地域経済の底上げを図る。

(背景)

○「明日の日本を支える観光ビジョン」等では、景観の優れた観光資産の保全・活用による観光地の魅力向上のために、2020年を目途に主要な観光地（原則として全都道府県・全国の半数の市区町村）で景観計画を策定することが目標に掲げられている。

○しかしながら、景観計画の策定団体数について、一定程度で増加しているものの、その増加率は低く、景観形成の取組に十分な進行がみられない状況。



景観計画の策定数の推移

市区町村の別	団体数 (A)	景観計画策定団体数 (B)	B/A
政令市	20	20	100%
中核市	48	45	94%
特別区	23	19	83%
その他の市	722	315	44%
町	745	88	12%
村	183	31	17%
合計	1,741	518	30%

市区町村における景観計画の策定状況

21

政府が策定する方針等における位置付け

- ▶ 明日の日本を支える観光ビジョン(平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定)
2020年を目途に、主要な観光地(原則として全都道府県・全国の半数の市区町村)で景観計画を策定 (視点1)
- ▶ 観光立国推進基本計画(平成29年3月28日閣議決定)
主要な観光地(原則として全都道府県・全国の半数の市区町村)において景観計画の策定を促進 (第3 1 (二) ⑤)
- ▶ 未来投資戦略2017(平成29年6月9日閣議決定)
2020年を目途に全国の主要な観光地での景観計画策定を促進 (第2 Ⅲ 3 (2) i) ① ㄱ)

景観計画の策定団体数については、一定程度で増加しているもののその増加率は低く、目標の達成には小さな市や町、村に対して国の支援が必要

写真: 景観計画未策定団体における景観の状況



新潟県湯沢町(越後湯沢温泉)

徳島県牟岐町(手羽島)

青森県田舎館村

22

- 景観まちづくり刷新モデル地区については、地域性等を考慮し、有識者の意見も踏まえ、その効果が特に高いと見込まれる地区を指定したところ。
- しかしながら、本事業の効果をより一層高めていく上で、モデル地区には以下の課題が生じている。

[モデル地区の課題]

- 農山漁村部や島しょ部といった自然景観が指定されていない。
- 町や村といった小さな地方公共団体が含まれていない。
- 広い範囲で指定されていない地域(空白地帯)が存在

都市名	景観特性						行政規模		
	自然景観			都市景観			中核市 所在地	その他 の市	町・村
農山漁村部	水辺(川・海・湖等)	島しょ部	市街地	歴史的 地域	工業 地帯	夜間 景観			
函館市									
弘前市									
水戸市									
敦賀市									
高山市									
徳山市									
田辺市									
長門市									
高松市									
長崎市									



漁村部

島しょ部

本事業の効果をより一層高め日本全国に面的に効果を波及させていくため、景観特性や地方公共団体の行政規模について更なる多様化を図る必要がある。

要求の内容

景観まちづくり刷新モデル地区をさらに2地区程度追加指定するとともに、追加指定に伴い必要となる費用として5億円を増額要望する。

23